

# 告示

## 埼玉県告示第千三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、尾田蒔土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	豊田辰夫	埼玉県秩父市田村千六百四十三番地
同	内田修司	同 蒔田五百七十番地
同	野坂功久	同 田村千二百四十一番地
同	豊田孝幸	同 千四百八十番地二
同	富田精一	同 六百九十九番地
同	増田康郎	同 九十一番地
同	根岸秀雄	同 蒔田二千三百七十三番地
同	前原啓作	同 二千九百七十八番地三
同	前原隆一	同 二千八百七十二番地
同	富田芳男	同 千八百十三番地
同	風間敏夫	同 千六百九十七番地
同	内田和夫	同 八百二十九番地
同	黒澤新一	同 九百五十四番地
同	島崎厚	同 三百八十七番地
同	島崎友義	同 百八十八番地